

令和3年9月22日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 財津勝記 教育長 野口敏雄 会計管理者 橋本真美 総務課長 矢動丸栄二 まち・ひと・しごと創生課 河上昌弘 財政課長 川原俊史 危機管理対策監 弥永正一 建設課長 高島真幸 産業課長兼 農業委員会事務局長 日高泰明 住民課長 扇智布由 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 森園敦志 教育委員会事務局長 中島洋 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 宗雲英則
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望

議事日程 令和3年9月22日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	6番 原田 希 (続き)	1. 中心市街地活性化事業について 2. 通学路の安全対策について 3. 子育て支援について
6	3番 原 直弘	1. 令和3年第3回臨時会での町長の発言について 2. 防災対策について 3. 公共施設等の管理等について 4. 交通安全対策について 5. 中心市街地（イオン跡地）の再開発について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

前日に原田希君が途中で終わっておりますから、質問事項の2番、通学路の安全対策についてという中で、質問要旨の2番、雨天時の送迎について、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんおはようございます。原田議員の質問事項2、通学路の安全対策について、質問要旨2、雨天時の送迎についてお答えします。

そもそも、徒歩や自転車による登下校が危険な状況でなければ、できるだけ自動車での送迎は控えていただくよう、学校としては保護者に理解と協力を求めているところです。ただし、諸事情で保護者が自動車送迎する場合、小学校はすば一く駐車場での乗降、中学校は中学校体育館、体育センター駐車場での乗降を家庭に依頼されています。

小学校正門等周辺整備により、来年度から小学校正門前での乗降ができるようになりますので、今のすば一く駐車場のみの乗降に比べ、渋滞緩和すると思われま

す。また、中学校正門周辺安全対策工事が8月で終了し、結果、町道部分まで出ていた花壇部分を短く改修し、正門一帯の排水整備を行いました。これにより、雨天時の水たまりがなくなり、徒歩、自転車共に危険が緩和されております。

以上で原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

皆さんおはようございます。昨日に引き続きよろしく願いいたします。

今、説明をいただきました。基本的には車での送迎は控えていただくと。事情がある場合は申請とかをしてオーケーをもらうということだと思います。

中学校のほうに関しましては、今言われたように花壇を削っていただいて、より安全な正門になったと私も確認をしております。

ここに関しては、大分前から議会でもずっと言われていて、やっと実現したんだなというふうに安心するとともに、もう少し早くしていただきたかったなという思いも持っております。特に、小学校なんですけど、基本的には車での送迎は駄目と、中学校もですね。やむを得ない場合はすば一くということで、大多数の方が、ほとんどの方がそういった対応をされているというふうに思っております。

ただ一部、特に最近、昨日からもありました雨の降り方がちょっとひどいということもありまして、分からないでもないですが、基本的には駄目だと。事故の危険性も当然ありますので、駄目だというふうになってはいますが、ただ、やっぱり校内に乗り入れたり、改修後は正門前もオーケーだというふうに今お話がありましたけど、正門付近の道路上で子供を降ろしたりというような光景も見受けられますが、その辺り実情を把握はされているでしょうか、答弁をお願いします。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

小学校への車の乗り入れ、クスノキ側、校門側周辺の車からの児童情報等があるかという、状況を把握しているかという議員の御質問かと思えます。

参考事例といたしまして、小学校の8月26日のマチコミの事例を述べさせていただきます。

本日は登下校に急な雨になりましたが、多くの児童がきちんと列になって登校している姿が見られました。児童安全確保についてのお願いです。本日のような雨天時に樹木付近まで車を侵入させて乗り降りさせている姿も見られます。危険ですので、登下校の送り迎えは以前からすば一く上峰駐車場での乗り降りをお願いしています。

このマチコミ等も注意喚起されております。

小学校のクスノキ側、校門側に先生が今、立たれて登校指導等、挨拶運動等の指導をされております。それで、その影響もあるかと思えますけれども、大雨のときは若干入ってきて

いる車はあるのかもしれませんが、かなり少なくなっているという状況を把握しております。

以上です。

○6番（原田 希君）

若干把握をされて、かなり少なくなっているということですが、まだやっぱりそういった方もいらっしゃるということです。

先ほど御紹介いただきましたこの8月26日のマチコミ、私も拝見させていただきました。これを受けてちょっと思ったんですが、結局、学校からの例えば、簡単な連絡とかであれば、当然マチコミで十分なのかなというふうに思うんですが、マチコミ、例えば、御家庭で大人の方が何人か一緒に住まわっていて、全員がそれを登録されているとは限りません。

例えば、急に雨が降って、もし登録されている方がすぐ今から仕事に行かにかいかん。あんた遅かけんちょっと送ってくれんねとなった場合、その情報は知らないわけですよね。そもそも、学校に乗り入れたら駄目とかいうのも知らない方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう場合のときに。

そう考えると、何で乗り入れたら駄目かということを考えると、当然危険だから。全国でも過去にそういった事故の事例というのはあります。そこら辺を受けて、もう乗り入れ禁止となったのかも分かりませんが、そう考えると、そういう状況があったということであれば、マチコミだけじゃなくて、私としては、例えば、教育委員会名できちっとした文書を、注意喚起徹底するために出すということも考えられるんじゃないかなというふうに思ったんですが、この日に限って言えば、マチコミでやっぱり駄目なんですよと言わなきゃいけないような状況であったんだと思います。なのに、それだけで済まされているというのは子供たちの安全という意味から言えばちょっと弱いんじゃないかなと。やっぱりきちっと教育委員会としては対応してもよかったんじゃないかなというふうに思いますが、そこはいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

マチコミのお知らせがその当日どうだったろうか、出席がどういう形で行き届いているだろうかという御質問かと思えます。

教育委員会のほうからも、一度、学校のほうにはこういった雨天時の取扱いという形のところはお知らせをしているところです。学校のほうからお知らせをしていますという流れの中で、教育委員会のほうはちょっと控えさせていただいた経緯はございます。

ただし、年間に何回か、6月の梅雨時期前とか台風時とか、そういったので乗り入れ等がある可能性もありますので、今後、教育委員会のほうからも周知徹底、マチコミ通知等でお知らせをして、注意喚起のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

ちょっと昨日のやり取り、時間がなくて駆け足で終わっちゃったんですけど、そのときもマチコミの話ですけど、安全点検の部分で、工事の話ですね。そういったところもお知らせしてくださいよと。事前に分かっているから今ある程度済んで、正門の前についてはマチコミで連絡していますということで、たしか答弁があったと思うんですが、ちょっと昨日帰って、あんまり時間がなかったので確実ではないんですけど、たしかその件に関しては、マチコミではなくて、きちんと文書で注意喚起されていたんじゃないかなというふうに思っています。

基本的にはやっぱりそういった周知を徹底しなきゃならない部分に関しては、教育委員会としてはしっかりと対応をされているというふうに、その部分も含めて思っているんですが、今回ちょっと学校に言ったら学校で流していますからということだったにしろ、やっぱりこの車の乗り入れに関しては危ない、危険です。なので、そうだったとしても、やっぱりやったがよかったんじゃないかなというふうに思いますが、教育長としてその辺りいかがでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

皆様おはようございます。原田希議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの8月末の大雨に伴う注意喚起、マチコミでの注意喚起につきまして、先ほど事務局長が答弁しましたように、教育委員会も学校の対応をフォローする意味で、そしてまた、状況を徹底する意味で、教育委員会名の通知を発出する意識を持っておりました。ただ、学校がマチコミを発出したすぐでございましたので、学校とも相談をしたのが事実でございます。

そうしましたところ、学校のほうとしては、学校が発出したマチコミの効果を見てみたいので、もうしばらく待ってもらえないかという依頼を受けました。もちろん、議員御指摘のように、こういった問題というのは放置しておくところに広がったり危険性が増しますので、そういったところではちょっと学校の意思を尊重し過ぎたかなという感じは持っております。ただ、今、学校と家庭がうまく信頼関係が築かれているというところもございましたので、そこを大事にしたいという思いでございました。

ただ、教育委員会の独自の責任としては、やはり別途、注意喚起を含めた周知をしていくべきだろうし、また、ごく一部の保護者の方々、あるいは、おじいちゃんおばあちゃんも含めてなんですけれども、御家族の方々の意識の啓発も含めれば、もっと継続的な意識啓発の手だてを講じなくちゃいけないということも感じているところでございます。したがって、事何かがあったから発出するというだけではなくて、先ほど議員も少し触れられましたが、年間の中で、例えば、梅雨時期に入る前に教育委員会からも周知徹底をするとか、あるいは台風期に入る前の9月頃に、もう一度御家族向けに通知文を出すとかというようなこと

も踏まえて今後考えていきたいというふうに思います。

ただ、子供たちによっては小学生あたりは学校からの通知文、ペーパーの通知文あたりはよく保護者に渡しているわけですが、中学生になるとなかなかそういかないということもありますので、その辺の御家族に対する周知の方法についても学校と協議しながら徹底できるように進めていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

先ほど課長からもそういったお話もありました。学校とはそのとき協議して、そういう対応になったという部分については理解をいたします。ただ、やっぱり学校内に乗り入れとか、通学しているところに車を止むと、止まるというのはやっぱり危険ですので、今言われたように梅雨時期とか、そういった話もありましたが、今年なんかは梅雨が明けてから、夏休みが終わってから突然降ったりとか、大雨はちょうどお盆の時期でしたけど、ちょっと雨の降り方も量もそうですけど、時期的にも予測できないというような部分もありますので、定期的に言われるように、年度始めだとか、学期の始めだとか、そういった部分での注意喚起というのも併せてやっていただきたいと思いますし、これはやられているとは思いますが、子供たちにもしっかりと、これは駄目なんだよと。子供たちから言われると、やっぱり大人はえっとなってしまうので、子供たちに対してもしっかりとそういった部分の指導というのもお願いしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

雨天時の登下校につきましては、以前から雨ぐらいで車送迎とはどうしたものかというような御意見もありますし、一方では、事故の危険性ですとか、服が濡れてその後1日気持ち悪く過ごさなくちゃいけないとか、賛否両論いろいろなことがあるわけですが、また、子供たちの危機回避能力と言いますか、危機に関する情報の収集力であったり、判断力であったり、推定力であったり、そして行動力、そういったものの育成の観点から考えますと、一家庭や学校だけでなかなか解決できるような問題ではなくて、社会全体で子育ての在り方といいますか、雨の日の送迎についてもどうあったほうがいいのかということを考えていくきっかけにはしたいというふうに思っているところであります。

同時に、今、議員御指摘のように、まずは当事者である子供たち自身が、発達段階に応じた理解をして、これは学校で決まっているし、周りの友達も頑張っていることだから自分も歩いて登校したいとか、あるいは、こういったときには危ない部分が多くなるので、お父さんとお母さん、あるいは、じいちゃんばあちゃんに送ってもらいたいとか、そういったところまで子供たちの危機回避能力を育成していくということも、一方では考えていかななくちゃいけないというふうに思っています。

送迎の人数などは雨風の強さによってまちまちですので一概には言えませんが、一般に小

学生ではなかなか掴みにくかったんですけど、中学校で確認したところ、普通の雨で大体4分の1ぐらいが送迎をされると。これは昔に比べると多くなっていると思います。

また、この前の大雨のような雨量が多くなったときには、半分程度は送迎に回ってしまうということで、そういったことでは、学校周辺の交通安全にも気をつけなくちゃいけないという状況になってきているところでございます。

教育委員会としまして、先ほどから御指摘いただいていますように、学校の対応をフォローする意味合い、そして、教育委員会独自の責任においても保護者の方々への周知については今後、時期的なもの、方法について工夫をして実施をしていきたいというふうに思っているところでございますが、先ほど来事務局長も言いましたように、例えば、小学校の部分でいけば、正門前の周辺の改修工事が間もなく始まりまして、年度内には終わる見込みでございます。そうしますと、今パークの方面だけで子供たちが、あるいは、送迎の車が集まっている状況が、正門の前に滞留所、車でいけば5台前後は縦列ができるという、そういうスペースもゆとりができてきますし、登校する子供たちの半分程度、もしくはそれ以上は正門のほうに回って来れるという状況も生まれてきますので、もちろん、そこで新たな交通安全対策は必要になってくるわけですが、しかし、少し分散されるということも出てきます。

一方で、今よく行われている正門付近の目立たないところ、あるいは、ちょっと離れたところの広いスペースで、歩いてくる子供たちを避けながら車の乗り降りをさせていらっしゃるような一部の懸念されるような行動等もありますので、そういったものも含めて、全体が改善していくような形でこの改修工事を機に進めていきたいと思っているところであります。

そして、何よりもPTAとか、地域全体の意識啓発を含めて、こういう雨の日の送り迎えという1つの行動を取ってみても、子育ての在り方について議論を巻き起こしていければというふうにも感じているところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

ぜひ全体でそういった安全を考えるというふうに進めていただきたいと思います。

またそのせいで、例えば、学校の先生に物すごく負担がかかってしまうということも避けなければいけませんので、そこも含めて、今回の対応についても学校と協議をされたということですので、しっかりと、やっぱり先生方が一番いろんな状況、学校内の状況というのを把握をされていると思いますので、教育長おっしゃるようにしっかりとサポートをやりながら、学校ともしっかりと協議しながら、正門前も止められるようになるということですが、こども園が新しくぼんぼんとできていますので、その以前に比べると、また、あそこの南北線の交通量というのは現時点でも増えています。今、狭いんですけども、やっぱりスピードも結構出していかれている車もあります。引き続き、改修後もいろいろ問題が出てくるや

もしもかもしれませんが、そういった形で学校と教育委員会、それから、地域の皆さんも巻き込んだところで、協力いただいたところでの通学路の安全というのを確保していただければということをお願いして、この項目については終わらせていただきます。

次、お願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、子育て支援について、質問要旨、放課後児童クラブ現在の状況は。

執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。私のほうからは、原田希議員の質問事項3、子育て支援について、要旨1、放課後児童クラブ現在の状況はという質問につきまして答弁いたします。

現在、放課後児童クラブの通常時に利用している児童数は111名で、支援員5名、補助員4名、事務員1名の10名体制で実施しております。また、夏季休業中に利用した児童数は118名でございました。

7月から開始いたしました障害児受入れ推進事業でございますが、対象児童に対し、専門的な知識のある支援員1名体制で実施しております。

今後も安全で衛生的な環境づくりを心がけ、家庭、学校、教育課と連携し、子供たちにとって居心地がよく、保護者の皆様にも安心していただけるような居場所づくりに努めたいと考えております。

以上、原田希議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

昨日、ちょっと私は統括質問のときに間違えていたかもしれません。確認をさせていただきたいと思います。

委託になったのが平成元年からで、今の委託先になったのが、たしか今年からと言ったと思うんですが、平成2年からだったと、ちょっと間違えて平成3年と言ったんですけど、平成2年から。今のところが2年目ということではよろしいかどうか、すみません、確認をお願いします。（「令和やろ」「すみません、令和です」と呼ぶ者あり）

○住民課長（扇 智布由君）

原田議員の委託になった年度についてでございますけれども、委託になりましたのが、議員御指摘のとおり令和元年からでございます。現在の委託先になりましたのは令和2年度でございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

すみません、令和ですね。ありがとうございます。ちょっと、統括質問のほうで間違えて

おりました。失礼いたしました。

利用者数も答弁をいただきました。以前は小学校体育館の2階でずっと授業をされていて、教育委員会のほうでされておりまして、その頃から環境改善というのは議員の皆さんが言われてきて、令和元年になって委託ということで今の施設で始まって、先ほど利用人数のほうもお知らせいただきましたが、年々増えていますよね。増えていないですか。

決算の資料であった数字を見ると増えていますので、そこはやっぱり環境が変わった、段々と受入れの学年も増えてきたし、今言われたように7月からは障害を持ったお子さんということでもございました。

今、先生方とかの人数もお知らせいただきましたが、例えば、上峰町このままいろんな子育て政策、定住政策を進める中で、人口が増えていって、ここの利用も増えていった場合、今の施設のキャパ、それから、先生方の人数で、この先数年、全然大丈夫なのかどうか。

ちょっと簡単に言いますと、利用者が増えています。あそこのキャパ、支援員の先生方の人数、ここは全然十分対応できていますか、答弁をお願いいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

先ほどの議員の御質問でございますけれども、利用者数は延べ人数に関しましては年々増加をしておりますが、ここに来ましてコロナ感染症拡大の関係で、若干減少傾向にございます。その要因としましては、コロナ関連での学校休業中に自粛をお願いしました期間がございまして、そのときに留守番ができたので必要ないと考えられた家庭もあったようでございます。これ以降、年々利用者は増えてくると思っておりますけれども、現在の施設のほうで、面積のほうに関しましては十分余裕がございますので、そちらに関しては大丈夫かと思っております。

職員数に関してでございますけれども、こちらは補助員や支援員の先生方で働いてくださる方がなかなか見つかりませんというような状況がございますけれども、今のところは十分ローテーションで運営をしていくことに関しましては問題がないというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

しっかりと連携をしてやっていっていますということで答弁をいただいています。

先生方については、これは今のところの前のところも、たしか皆さんお知り合いがいらっしやっみたいいな話も議員の皆さんにもあったと思っておりますが、どこを見てもやっぱり確保が難しいのかなというふうに思っています。そういったところも、委託をしていますけど、協力できる分はやっぱり担当課としてはしっかりと協力しながらやっていただきたいなというふうに思います。

最初のところが1年でまた変わられた。理由はちょっと分かりませんが、あんまりころ変わるのもどうかと思っておりますし、やっぱりせつかくやっていただいているので長く続け

ていただきたいし、利用される方も、ここは上峰の学童はいいなと思っていただけるような、さらなる環境づくりをやっていただきたいなというふうに思っています。

たしか今年の夏休みから、今まで朝が8時だったのが7時半から預けられるようになったと思います。これは大変ありがたいことだというふうに思いますが、もし分かれば利用者の皆様の反応とか、朝の状況、分かれば教えてください。

○住民課長（扇 智布由君）

原田議員の早朝利用についての御質問だったかと思います。

夏季休業時や土曜日の早朝時間の利用状況でございますが、実績としまして、夏季休業時に関しましては、1日平均10名から15名の利用がございました。特に、やはり低学年の利用が多かったようでございます。土曜日に関しても、やはり数名ほどは早くから利用されているというふうにお聞きしております。保護者の方もこれで安心してお仕事に行けるというふうなお声をいただいているところでございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

7時半からに夏休みとか土曜日とかはなりました。ただ、これは知らない方がいらっしゃって、そこら辺もしっかりと行き渡るように、7時半からになっていたんですけど、もう大分経ってから、えっ、8時からじゃないかという話をされた方もいらっしゃいましたので、そういったいいことはやっぱりどんどん、先ほどちょっと注意すべきこともしっかりとお知らせしていかんやいかんという話をさせていただきましたけど、そういったところも、せっかくなつたんだから、そういうのもぜひ必要な方は利用していただくためにも、そういったお知らせもしっかりやっていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願います。

それで、以前から私は委託になるとき、あの場所になるときから言っていたんですけど、先ほどの話ともちょっと絡んでくるのかなと思いますけれども、移動の際の安全の確保、あそこも狭いですけど車が通ります。なので、そこもしっかりやっていただきたいということは以前から申し上げています。ここの対応について、どんな感じで今、しっかりとやっていただいているか、その答弁をお願いします。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの原田議員の御質問で、移動の際の安全確保の対応についてでございますけれども、学校の支援員の先生方が、横断歩道を渡るところから実際放課後児童クラブのほうに入るところまで見ていただいているというふうな形で、安全確保のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

引き続きしっかりと事故のないような対応をぜひお願いしたいと思います。

ちょっと最後に町長に質問といたしますかお願いといたしますか。なかなか、やっぱり小・中学校とかには行く機会があると思うんですが、放課後児童クラブに行く機会というのはないんじゃないかなというふうに予想をするわけです。

今後、町長自身も利用される可能性が高いというふうに思いますので、ぜひ時間があれば遊びに行かれて、そういう状況を見ていただいて、今後のさらなる質の向上というところにやっていただきたいなというふうに思いますので、一言答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

御指摘ありがとうございます。

児童クラブの現状について、議員から詳細に状況をお伝えいただきました。ありがとうございました。

特に、先ほどの開閉時間の話については、利用者の目線で利用者の方々から、また、いろんな議員の皆様方からの御指導も受けながら進めていたわけですけれども、また、児童クラブの職員のほうからも、そういう対応をしていただける旨の話があり、利用者はきっと増えるんだろうなというふうに思っておったがゆえに、まだ、そういう情報が伝わっていない方がいらっしゃるという現状を聞き、これはいかんなというふうに思いました。

私自身も、どの点に児童クラブに求められるニーズがあるのかということ把握する意味でも、今後の改善につなげていく意味でも、一度足を運んで現状の状況把握に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○6番（原田 希君）

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。3番原直弘君。

○3番（原 直弘君）

皆さんおはようございます。3番原直弘でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。質問事項は大きく分けて5点でございます。

まず、1点目は令和3年第3回臨時会での町長の発言についてということで、議案第33号の討論に対する町長からの申出の件について上げております。

この件につきましては、先月に開催されました臨時会での私の反対討論において、町長からイオン跡地の再開発に係る経費が根拠のないものだとして指摘があったことに関するものでございます。

町長は私の反対討論に対する発言を不穏当発言として、地方自治法第133条の条項を持ち

出し、発言の訂正がなければ議会全体の問題として適切な秩序を回復するようにと申出されましたが、この133条の趣旨は侮辱を受けた議員が議会に訴えて処分を求めることができるというものであり、町長は間違った法令を根拠として私の発言に対する対応を議会に迫ったものであります。

私を含め公の立場の者は、日常の発言や行動に対し、責任や注意を払わなければならないものであり、ましてや今回は議場での発言であることから、今後このようなことがないようにとの思いで一般質問に上げたものでございます。

2点目は防災対策についてということで、要旨1として冠水対策について上げております。

防災対策については、これまで私を含め、多くの同僚議員から質問があっており、今回の議会においても多くの質問が上がっております。このことは防災対策において改善しなければならない課題が山積しているということにほかなりません。

8月の大雨時には11件の床下浸水被害や農作物被害などが出ましたが、毎年のように起きている冠水による被害をなくすためには抜本的な改善が必要であり、町は早急に効果的な冠水対策を行う必要があります。今回の質問では冠水の抜本的解決策と効果的な避難道路の確保などを重点的にお尋ねしたいと思っております。

次に、要旨2として避難時における住民への情報伝達について上げております。

現在、住民への情報伝達方法については、主として防災行政無線での放送だと思っておりますが、風雨の状況によっては聞こえづらいところもあり、また、ひどいところでは日頃から全く聞こえないところもあります。

以前、防災行政無線が聞こえない、もしくは聞こえづらいところに対し、無償で防災行政無線の受信機を個別に設置する町の事業がありましたが、その設置費用だけでも1個当たり約100千円という高額なこともあってか、令和元年でその事業は終わっております。個別受信機の設置については、その必要性を感じて事業を行われたわけだと思いますので、今現在も防災行政無線が聞こえない、もしくは聞こえづらいところがある以上は何らかの手だてが必要であると考えますので、その点につきまして回答をよろしくお願いいたします。

次に、要旨3として避難行動要支援者等の対応について上げております。

この避難行動要支援者等の対応については上峰町地域防災計画において述べてありますが、今回の8月の大雨の際にどのような対応が行われたのか、また、対応に当たったの問題点、今後の課題などをお尋ねいたします。

3点目は公共施設等の管理等についてということで、要旨1として危険個所に対する改善、修繕等の対応について上げております。

本町においては公共施設の安全性の確保や施設の長寿命化など、適切な管理をしていくために上峰町公共施設等総合管理計画を策定されています。この計画の中において、安全確保の実施方針では、施設の点検、診断などにより危険個所を認めた場合は早急に修繕等を行い、

適切に対応するとなっておりますが、井手口区から危険個所の指摘があったにもかかわらず、1年以上も修繕、改善などがされない状況でありますので、その点を含めて回答をお願いしたいと思います。

要旨2として公共施設等総合管理計画及び個別施設計画について上げております。

公共施設等総合管理計画については先ほど説明をしたとおりですが、個別施設計画は施設ごとの計画となっております。今回は公共施設のうち社会教育系施設である農村婦人の家、中の尾団地集会所、前牟田地区学習等供用施設、多目的研修集会施設の4施設について、管理の違いをお尋ねするとともに、個別施設計画において社会教育系施設のうち、中の尾団地集会所の1施設が計画から外されていますので、その理由などを中心にお尋ねしたいと思っております。

4点目は交通安全対策についてということで、通学路の安全対策について上げております。

現在、通学路の安全対策については、歩道の設置、路側帯のカラー舗装、危険個所の合同点検など様々な施策が講じられていますが、その施策の実施状況をお聞きしながら、今後の計画についてお尋ねしたいと思っております。

最後になりますが、5点目は中心市街地（イオン跡地）の再開発について、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて質問を上げております。

先月開催されました臨時議会において、イオンの建物の解体費726,000千円、くいの撤去費676,000千円の費用を含んだ補正予算が計上されましたので、その解体、くいの撤去を含めた進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思っております。特にくいの撤去につきましては、くいの一部撤去や再利用など、費用を抑制するための検討が必要と考えますので、その点についてもお尋ねしたいと思います。

なお、質問内容については昨日の同僚議員からの質問と重複するところがあると思いますので、その点も含めながら回答方よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、令和3年第3回臨時会での町長の発言について、質問要旨、議案第33号の討論に対する町長からの申出の件について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

原議員の反対討論についての私の申出について御質問が上がりました。

ここに手元にそのときの文章を動画で引き起こしたものがありますが、無償譲渡を受けたイオン跡地の評価額が約3億円ですので、単純計算でいくと、その差額の約11億円が町の出費であり、言い換えるならば、町がイオン跡地を11億円で買ったようなものであるという点、また、解体費にかかる費用の精査をしていないという点、そして、100億円を軽く優に超える規模の大きさのものになるであろう、ここは主観で申されたということで確認できました

が、これらの点に私自身は、討論においては議論の中身をしっかりと事実を踏まえた上で事実誤認のある表記、あるいは発言等はされるべきでないというふうにかねてから思っておりましたので、さきの臨時議会におきましてもそのような発言に及んだわけです。

具体的には背景があります。過去、合同会社の出資比率について、募集要項時の状況をお尋ねになられたことから、募集要項時、合同会社は出資比率に応じた配当というふうにはしていなかった旨、回答をいたしました。しかしながら、事実が現状は出資比率に応じた配当をするようになってきているということが判明をいたしましたので、会議終了後に全員協議会を開いて、その訂正をお願いしたところであります。これについては会議が終了しているので訂正は難しいということで判断をいたしました。

しかし、後日、広報用会議録にはそのような訂正はなく掲載をされたということであります。ここで私はふと疑問に思いまして、広報用会議録というのはどのような位置づけにあるかというふうに調べたところでございます。そういたしますと、広報用会議録は発言の地方自治法の132条前段にいう言葉の使用には、その文言のみからでは発言という対応に限ると解されないし、文書中の記述によっても、その文書を配布することなどにより、その他関係者の正常な感情を反発させることがあり得ることからすると、文書の記述を使用することも同条にいう言葉の使用に該当すると解すべきであるという神戸地裁の平成10年1月21日判決の判例を見ました。

すなわち広報用会議録についてもその後の訂正はあり得たというふうに判断を私はいたしております。その上で、臨時会におきまして会議の会期中内に、これについては事実誤認が多数見受けられるがゆえに、133条を持ち出しました。

ここについての一連の法文については、第129条が秩序維持のために議長が権限を行使する条文であります。第131条は同じく秩序維持のために他の議員が議長に注意喚起をする条文であります。第132条は議員に対する、これは執行部も含まれるということにコンメンタール上はなりますが、無礼の言葉の禁止というふうになります。第133条は同じく秩序維持の議員に対する処分を求める条文であります。第134条も秩序維持のために議員に対する懲罰を科す条文となっております。

132条の執行部を含むといったところなんですけれども、基本的にこのコンメンタール、私、手元に今持っておりますけれども、本条の適用対象は議員としての発言に限定されるのか、例えば、執行機関の一構成員の立場で行った発言についても適用されるのかが問題となる。この点については本条も議場の秩序維持の観点からの規定であるということからすれば、本会議場は委員会という場での発言であることに着目して発言者を広く解することが妥当であると思われる、こういうふうに条文は法文の文理のみにとらわれることなく、いろいろな道理、理屈を取り入れて解釈する論理解釈であったり、あるいは類似した甲乙2つの事案について、甲だけ規定のある場合についても甲と同様の結果を乙に求めるもの、こういった類

推解釈であったり、あるいは反対解釈であったり、様々な解釈があります。

私自身は133条について申し上げましたけれども、これについては私自身が秩序維持のために、懲罰、あるいは処分、あるいは秩序維持のための取消し、訂正等を求める趣旨で発言をいたしました。より近いのは129条であるとは思いますが、しかし、133条は間違いではありません。会議規則102条にも明らかに違反するこのような行為について、厳正なる対応を再三求めているにもかかわらず、広報用会議録、すなわち議会だよりにおいては全く違う事実が掲載されている事実を私はこの言論の場が殺されているというふうに思っています。議論は大いにやるのが議会だと思いますが、そこは議論の着地したところをダイジェストにしっかりと掲載していかなければ、やはり町民の誤導につながりますし、誤った導きによって、町民の皆様方の信頼をおとしめ、また、無用の混乱を引き起こし、放置している、こういう状態が続いております。

この議会において、質疑においては自分の考え方を入れられない、これは会議規則54条上、皆さん明らかだと思えますけれども、そういったことも横行をしております。やはり上峰町議会が正しく議論というものに真剣に臨みながら、議論の一部を省略し、そして、間違った、誤った導きを町民にしていくというような場にならないように、私は民主主義の学校と地方自治は言われますけれども、地方自治の本旨にのっとり、この改善を求めた次第であります。

特に私が、これは明らかな詭弁だと思うところがございます。「評価額3億の土地に14億円の町費をかけ、11億の町費を使うようなものだ」と表現されておられますが、土地取得の範囲が同じでないものを意図して比較考慮し、町費を貸し付け、7億円を表さず、誤導し、かつ建物補償や解体費、土地取得費を除外し、展開する、こういう弁が成り立つでしょうか。私はここをこの場をもって緊急的な対応を求めたい。私はこれについて今後こういう表記がいかにか持論が展開できるといえども、100億円、あるいは1,000億円と言ったっていいんですね、こういう議論が続けば。だから、この対応を求め、ここで暫時休憩を議長に対して願います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。先ほど町長より暫時休憩をお願いということで発言がありましたが、いかがいたしましょうか。暫時休憩したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで、これより暫時休憩をします。休憩。

午前10時26分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

原直弘君の質問事項の1番と質問要旨の1番。

○3番（原直弘君）

先ほど町長が申されたことについては理解をいたすところでございますが、条項的には第129条がより適切ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ありがとうございました。132条のコンメンタール、議員に対する執行部も含むという意味での解釈、解説がありましたので、もちろん解釈、あるいは文理類推解釈をして133条というふうに私が求めた理由は、129条から134条までそれぞれ秩序維持のために議長が権限を行使する条文であったり、ほかの議員が注意喚起をする条文であったり、無礼の言葉を禁止したり、あるいは処分、懲罰という条文がございますけれども、やはりまず、御本人が取り消されることがまず始まりでありまして、次に、他の議員が注意喚起をする、そして、議会として取消しをする、それでも聞かない場合に処分、懲罰という順番になろうかと思えます。

さきの議会で私自身は申出をさせていただきまして、その場で訂正を求めました。御本人からの訂正は難しかった、また、他の議員からの注意喚起、あるいは議会として取消しをするということもなかったものから、ここは処分を求めるべきだという判断で133条を申し上げているわけでありまして、これは受け止め方の問題でございまして、さきの議会では、原議員はじめ多くの議員の方々が執行部としても理解をしたんだというふうに受け止められているという前提に立てば、129条に基づいて秩序維持をお願いするということが適切だというふうな考え方も理解ができます。私自身の発言については過怠はないものの、そのように議員の皆様方が考えられるということを前提に129条が適切だというふうな御意見を頂戴したいと思えます。

○議長（中山五雄君）

次へ進んでいいですか。

○町長（武廣勇平君）

一般質問の途中ではありますが、議会運営委員会、会議に関する、運営に関することについてここで協議をさせていただきたく存じまして、休憩を求めます。

○議長（中山五雄君）

ただいま武廣町長のほうから議会運営委員会についてということで休憩を求められましたけれども、暫時休憩をしたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。休憩。

午後 1 時 49 分 休憩

午後 1 時 53 分 再開

○議長（中山五雄君）

私が暫時休憩と聞こえたもんですから、暫時休憩と言ったものの、それは違うということで町長のほうから訂正をお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

休憩と宣言をいたしまして大変失礼いたしました。時間の区切りをしなければ休憩は宣言できないものと理解しておりました。暫時休憩をお願いしたいと思ってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長のほうから暫時休憩ということで皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで暫時休憩をいたします。休憩

午後 1 時 54 分 休憩

午後 4 時 25 分 再開

○議長（中山五雄君）

会議を再開いたします。

○町長（武廣勇平君）

休憩をいただきまして議会運営委員会との取りまとめについての協議を行わせていただきました。お手元にペーパーを配付していることと思っておりますけれども、読み上げて説明に代えさせていただきますと思います。

議会運営委員会とのとりまとめについて。

下記の基準と留意点を踏まえ議事を中断し精査することを申し合わせる。

記。

不穏当発言の該当基準。

無礼な発言。

他人の私生活にわたる発言。

根拠が不明確である発言や事実と異なる発言。

基本的人権を侵害する発言。

発言の引用に当たっての留意。

新聞や雑誌等の記事を引用して発言する場合。

うわさや流説などの根拠が不明確な事項を引用する場合。

広報用会議録の作成についての留意。

発言の趣旨を逸脱しないよう要約する。

令和3年9月22日。

上峰町議会議長中山五雄様。

上峰町長武廣勇平。

上峰町議会運営委員会委員長吉富隆。

以上の内容で議事進行に当たっての留意点として、都度、都度、議事を中断し、精査することを、自治法、また、会議規則に従い、協議をしながら精査していくことを取りまとめたことを御報告申し上げます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

一般質問を再開いたします。

質問事項の2番、防災対策について、質問要旨の1番、冠水対策について、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

皆様こんにちは。私のほうからは、原議員の質問事項2、防災対策について、質問要旨1、冠水対策についてという御質問に対しお答えいたします。ほかの議員からも同様の質問がなされていますので、同様の答弁となることをまずもって御了承ください。

町内南部地区の対策については、今年度創設された佐賀県流域治水推進事業費補助金を活用した調査などを行うよう進めておりますが、先月の大雨の状況を反映させるため、現在、写真の撮影日時や場所等の整理を行っているところです。この調査結果等を踏まえ、道路冠水対策事業を実施していきたいと考えております。

なお、道路冠水対策の本格的な事業化及び対象地域の工事の完了まではまだ時間を要することから、道路区域の目印や冠水水位が分かるよう水位標の設置などを行うとともに、短い区間の道路かさ上げで効果が得られる個所的な対応など、引き続き地区からの要望等を踏まえ、対策を講じていきたいと考えております。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原直弘君）

ちょっと今、課長から流域治水推進事業の件で道路冠水事業を推進していきたいという旨の回答がございましたが、この流域治水推進事業の目的が、河川流域全体の関係者が協働し、水害を軽減させる流域治水対策の構築を図るとというのが前提になっていますので、まずもってお尋ねしたいのが、道路冠水事業のみならず、昨日の同僚議員からもあったように、水位上昇の抑制というか、そういう抑制策ですね、例えば、昨日も同僚議員の発言があったよう

に、圃場整備内のクリークの利活用、事前にクリークの水を河川に流出させて貯水量を増やすという案とか、ちなみにそれになると、地元の協力はもちろんですけど、南側がみやき町と隣接していますので、そこら辺のある程度連携協力も必要であると考えますので、先ほどの回答で道路冠水事業の推進ということだけではなくて、そういった別の考えを持っていただきたいと思いますけど、回答をお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

まず、近隣市町との調整とかも必要だろうということですが、まず、流域治水の考えとしましては、河川の上流、中流、下流や、本川、支流の流域全体に位置します国、流域自治体や企業、住民等も共に流域全体の治水を考えていこうというのがそもそもの前提となっております。

今回、私たち、所管が道路なので、道路冠水事業のほうを推進していきたいとは考えておりますが、今回の調査の中で雨量調査等も入ってまいりますので、その雨量調査の結果等も先ほど言いましたクリークの活用とかにも反映できるんじゃないかとは思っているところでございます。

また、今月7日には県庁内に坂本副知事をリーダーとした部局横断の内水対策プロジェクトチームが新設され、県庁内の組織体制の強化が図られております。また、今後は佐賀県がリーダーシップを持って一層内水対策に取り組むことで、県と市町との連携強化をはじめ、市町村間の調整など佐賀県がリーダーシップを発揮していただけるものと大いに期待しております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

私が一番懸念するのは縦割り行政の弊害というか、うちのほうは町が小さいもんでそういうことはあんまりないのかなと思いますけど、あくまで地域防災計画においては総務課所管になっていきますので、その情報共有を密にさせていただいて、道路なり、クリーク対策なりということで、広域的というか、内部でもそういう調整をしていただきまして今後の地域防災を進めていただきたいなというのが一番ですので、その点について回答をお願いいたします。

○建設課長（高島真幸君）

庁内の組織として、なお一層連携していきたいと思っています。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。

次、今回8月の大雨時に3日間ぐらい大体降雨時に議会でも上峰町の南側、南部をちょっと回らせていただいたんですけど、実は昨日も同僚議員のほうから話があったように、蓋なし側溝の危険を改めて感じた次第でございます。私が確認した中では2台か3台、蓋なし側

溝で落ちていたということを確認しておりますけど、今回、人命に関わる問題というか、そこまではいかなかったんですけど、もうちょっと冠水状態がひどくなると、場合によっては、当然のごとく人命に影響するような形になると思うので、やっぱり早急な蓋付側溝の整備、早急な対応ができない個所については、ある程度道と蓋なし側溝の間に——昨日は水位標という話がありましたけど、ポール等を黄色黒とか、そういう注意のポールをぜひ設置いただいて、そういう人命に関わる重大案件にならないように推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（高島真幸君）

蓋付側溝への改修ということで現在も側溝改修の際は蓋付のほうに改修しております。言われましたとおり、冠水している個所というのは、そこに蓋があるのか、道路なのかというのを、道路区域のほうが判別できませんので、早急にそういう個所については対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（原直弘君）

今回、蓋なし側溝をということでお話をさせていただきましたけど、今回冠水した寺家地区において、以前から蓋なし側溝が危険なので蓋付側溝の要望をしたということだったんですけど、整備がなされていないという話を聞きましたので、その点についてはぜひそういう要望が上がってきたというのを確認できれば、やっぱり蓋なし側溝の整備、それで、すぐには対応できないときは、先ほど建設課長が申されたように、やっぱりポールの設置を早急にしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

昨日、危機管理対策監のお話の中で、今回の8月の大雨時の防災対策の評価として、消防団と連携した活動が行われて、消防団員より、安否確認、避難誘導が的確に行われたということだったんですけど、今回そういうのを私も聞きまして一定以上の評価があったんじゃないかということで心強く思っている次第でございます。

今回、冠水状況に対応する消防団員の件についてちょっとお話をさせていただきたいんですけど、装備ですね、例えば、今回、私が確認したところによると、七、八十はもう優にあったと思うんですけど、そういう中で消防団員さんが中に入っていかれたのをちょっと目撃したんですよね。そのときには胴長とかかっぱとか着られてあったんですけど、これ実際十分な形で装備のほうを整えてあったのかどうかちょっと確認したいんですけど、よろしいですか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

皆さんこんにちは。原議員からの質問でございますけども、まず、消防団の活動について一定の評価をいただいたということで誠にありがとうございます。

消防団の装備に関する御質問でございました。

今回、災害対応をしていただいた消防団のある部の方に終わった後に集まっていただきまして、消防団本部、あと事務局という形で振り返りをさせていただきました。その中で、やっぱり消防団活動をやるにおいて不足する資材はあったよねというふうな話がありました。例えば、先ほど言われました胴長ですね、これあったがよかったというふうな意見が出ました。それを受けまして事務局としましては、各部、特に南部地区を担当する部になりますけれども、数も一応考えながら、この部にはこれくらい、この部にはこれくらいでどうかということ調整はしているところでございます。今後、予算部局と調整をして取得に向けて進めていきたいというふうに思っているところでございます。

その他にもヘッドライトとか足りないとか、ちょっとずり落ちるとか、いろいろ改善意見が出ましたので、その改善意見はしっかりと取り込んで装備の充実化を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今回、装備の件をお話ししたのは、実際聞いたところによると、今回の防災については当然町長の指揮下で団長が指示して団員が動く、それを多分忠実に守られたと思うんですけど、今回ちょっとお話を聞いたのは、必要な装備がなかった上に、団費から経費を捻出して、捻出してというか、経費を出してそういう胴長、かっぱを買われたということでちょっとお話を聞いていますので、それは当然町のほうで、事後にはなりますけど、公金において支出すべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

必要な装備を御自分で買われて消防活動に当たられたということでございます。その話もその振り返りの際に買ったという話もお伺いをしました。ただ、町の行政の会計的なテクニックで立替払いができるのかとかという話になってくると思うんですけども、なかなか難しいのかなと。

であれば、例えば、各地区から集めている消防団活動費みたいな形で基金があるのであれば、そこから出してもらうのもいいのかなと。それは地域を守るための費用でありますので、そこから出していただくのも一案かなとは思っております、個人的にですけども。なるべく町としても、不足資材というのが分かりましたので、不足資材については努めて早急に手当てをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

各消防団の経費の云々はちょっと使い方は分かりませんが、今回は当然のように、ちなみに全体が冠水状況の中に入っていかれたわけではないと、あくまで1部、もしくは2部ということになるということで、それをそういう地区から集めたお金を使うという、根本的に

ですよ、それがどうなのかなということ、今、管理監のほうから回答いただきましたけど、思った次第でございます。

やはり町長指揮下において団長がそういう安否確認とか浸水状況とか、それを確認するに当たっては、やっぱり今までは当然装備をすべきであったし、それがなかったのであれば、事後にはなりますけど、その消防団の支部に対して補助金なり、どういった支出が妥当かどうか分かりませんが、それが防災対策の主管課としては当然の義務ではないかなということだと思いますけど、いかがでしょうか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

原議員が言われることも分かります。ただ、消防団というのは、町の配属された組織だけの側面はなくて、やっぱり共助という部分の中核部隊でもあるわけですね。共助というのは地域で地域のことを守るといふような共助精神に基づいた活動なんですね。ですから、多分町、地域もお金を出しながら、何かあったときは使ってくれとやっている——私もちょっとその詳細は分からないんですけども、そういったことでやっているんじゃないかと思えますんで、そういったところの部分の経費ということも支出できないことはないんじゃないかというふうに思っている次第であります。

○3番（原 直弘君）

当然、各部の支出の具合ですので、それはできると思うんですけど、やはりその中では、先ほど共助の話が出たんですけど、全ての団員がそういう気持ちであれば、今回そういうお話が総務のほうに上ってくることはなかったと思うんですよ。やっぱり上ってきたということはその共助よりもやっぱり自分たちはそういう防災に対して今回頑張ったんだということの自負があらわれて、それに伴う実際装備をしなければならない、役場としてですよ、それがなかったことに対しては、当然団員に対しての見返りじゃないんですけど、最低限あるべき姿、その支出がですね、支出をしてするということが最低限のことだと思うんですけど、いかがでしょうか。

ちなみに総務課長とか、その辺の支出に関しては何かいろいろ考えがあらわれるかどうかをお聞きしたいんですけど。

○総務課長（矢動丸栄二君）

先ほど原議員からの胴長等、かっぱ等の支出についての支払い方法ということで御質問がございました。

ちょっと役場の事務的な、会計的な事務としましては、ちょっと事後になってしまう関係で、また、予算関係もございまして、支払い方法がちょっと困難かなという状況はあります。

ただ、今回、原議員がおっしゃるとおり、あくまでも緊急的な対応で、胴長等、長靴等を購入していただいたのも現実でございます。そこにつきましては今後の予算の中で支出して

もらった部分に対しては、またほかの要望等のほうに手厚くできないかなというところで今考えているところでございます。

以上になります。

○3番（原 直弘君）

とにかくその支部の方の部長なり、その辺は納得のいく形でしていただきたいと思います。

今現在やっぱりこの消防団員になるという方々が多いかという、なかなか難しいわけなんですよね。ということは、その中で自分たちもかつかつの予算でしている中でそういった緊急的な防災に関することを支出をなささいというのが何か不条理というか、そういうことだと思うんですよね。やっぱりその辺についてはもうちょっと臨機応変に、今回は特別ですので、後々の補助金とかにそこら辺を踏まえて、額的にはそんな大きくないということだと思うんです、その額の大きさで言うんじゃないですけど、道義的には当然町が負担しなければならない装備だったと思うんで、その辺について町長お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

大変御指摘ありがとうございます。平成25年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律ができ、消防団を中間団体として防災力向上を図るための備品整備を図ってまいりました。これによりまして消防団の要望内容を幹部会議を経て総務課で予算措置してきたということで、どの辺りまで備品整備をしていくかについて一定のラインを持っているものと思っておりました。私、今、大変恥ずかしながら、その胴長と長靴を団費から拠出されたということを確認をいたしまして、これが予備費の充用が可能なのか、あるいは執行上この予算措置が難しいという判断を先ほどされましたけれども、もう一度確認をし直す必要があると思っております。

その備品の中身にもよると思っております。かねてから要望はしていたが、予算措置ができていない状況が続いていて、仕方なく今回予算措置されたというものと、緊急的な対応としてやはりこれは団も行政のほうも把握が十分でなく、やはりこういった水害に対する対応として必要だと、本来的に必要だというような備品については充用をしっかりと、予算措置上難しければ、先ほど総務課長申しましたように、補助等で団費にちょっとその分を見た形で、後刻になりますけれども、対応していくことが必要なのではないかとこのように考えてございます。

○3番（原 直弘君）

大変ありがとうございます。ぜひ予算化に向けては御尽力いただきたいと思います。

ちょっと話変わりますが、今回、冠水によって11件の床下浸水とか農作物被害があったんですけど、昨日の話では農作物被害の対応ということで収入保険制度の加入推進ということでお話しされたんですけど、11件の床下浸水の災害見舞金の支給の考え方をやっぱり今回の8月の大雨を踏まえて検討する必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょ

うか。

今、床下浸水に限ってお話ししましたが、今後、床上浸水とか、その他の被害もろもろがあると思うので、それを踏まえて、ある程度方向づけというか、支給の考えを検討いただけないだろうかということではちょっと思いますが、回答をよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

皆さんお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思いますが、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

執行部の答弁をお願いします。

○危機管理対策監（弥永正一君）

原議員からの災害の被害の補償という話でございます。（「いや、違います。補償ではなくて、あくまで災害見舞金」と呼ぶ者あり）見舞金です。失礼しました。

現在、公的にある災害の補償というか見舞金ですけれども、災害救助法が適用された場合と、あと、被災者生活再建支援制度と、2つの制度がございます。これにつきましては前提がございまして、各町の規模によって違うんですけれども、上峰町でいけば、滅失40世帯、40世帯の滅失がないと、これらの条件に当たらないということで、災害救助法、被災者生活再建支援制度、両方とも適用外になっているというのが現状でございます。

そういった状況ではありますけれども、何とかできないかというところなんだと思うんですけれども、そこについては被害の状況ですね、どんだけ損害を持たれたかと、そういったところを踏まえて今後検討していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

こうした今御指摘いただいたものに含めて事業者の皆さん方に対するなりわい再建補助金等もございますが、8月豪雨のような集中豪雨においては局地激甚災害指定の場合はこうした充用ができないというような課題があります。

一方で、床下浸水に対する災害見舞金、火事の場合のときも考えましたけれども、やはりもう少し柔軟に充実させてよい分野もあるのではないかと、被災者に対しての対応として、こういう御指摘も以前いただいたことがございました。私の記憶では、その災害見舞金についての対応、あと、火事の場合の住居の確保等に対する規制の緩和等はたしか行っただと、ここで曖昧な言及をするべきでないかもしれませんけれども、したところだと記憶していますが、この豪雨における被災者の方々にどんな支援が可能なのか、また、類似団体、あるいは市町村等、横串で見たときに必要な支援策というのを、他市町に劣らない支援策というのを

構築し、検討していきたいと考えてございます。

○3番（原 直弘君）

ぜひその検討を進めていただきたいと思います。

今回、やっぱり今回の冠水は直接的じゃないかもしれないんですけど、冠水対策の遅れプラス当然ポンプの故障というのが、そういう要因が重なったわけですね。ということは、そういうポンプの故障とか冠水対策はもうちょっとある程度具体的に進んでいけば、この床下浸水11件もなかったかもしれないんですね。それはあくまで仮定という域なんですけど。今、町長がそういうことで前向きに検討するということがあったんで、それは迅速に検討していただいて、今後の豪雨対策の一環としてソフト面で、そういった被災者というか、被害者の救援というか、そういうのに当たっていただきたいと思います。

この項目は以上でございます。次に。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、避難時における住民への情報伝達について、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、原議員の質問事項2、防災対策について、質問要旨2、避難時における住民への情報伝達についてという御質問に対しお答えいたします。

町では、防災気象情報や河川の水位情報、土砂災害の危険度等を把握、分析し、自主避難所の開設情報や高齢者等避難、避難指示等の避難情報を発令します。この際、重要となるのは情報伝達であり、町民へ広く周知してもらうための工夫が必要と認識しております。

現在、防災行政無線のほか、町のホームページ、フェイスブック、テレビ画面に出るLアラートやデータ放送、ヤフー等の防災アプリを活用して、情報発信を行っています。

町のホームページは、本年1月にリニューアルされ、新たに防災サイトを設けております。そこでは避難情報のほか、気象警報や町の防災体制、防災に関する情報をまとめて発信しておりますので、皆様に活用されるよう広報等をしっかりやっていきたいというふうに思います。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

私、住民への情報伝達ということで今回上げさせていただいたのは、高齢者の方が果たしてホームページとか、そういう機器を扱って本当に情報を入手できるんだろうかと。先ほど申したように、雨が上がったときにも回らせていただきましたけど、やっぱり防災行政無線がいつもは聞こえるけど、全く聞こえなかったと、それで、どういう状況になっているか分からなかったと。そしたら、私も言いましたが、ホームページとかいろいろありますと。そがんとばね、何で見ますかと、スマホも持っておられました。電話するだけですよと。やっ

ぱり高齢者の方は自分からそういう情報を入手するんじゃなくて、受動ですね、受ける、受け身なんですね。だから、その受け身体制をある程度もうちょっと充実させたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

今回、これを上げた中で、一つの手段として、小学校とか中学校とか、これはスマートフォン利用とか、自分ところのパソコンとか、ガラケーにもいいんですけど、マチコミというのがあるんですよ。そのマチコミは無料で使えるという発信なんですけど、あれは自動で自分が、例えば、役場からの、例えば、小学校からの情報が、発信すると、音で伝えてくれるんで、それはやっぱり効果的かなということだと思うんですね。そいけん、今、マチコミの話をさせていただいたんですけど、ほかにもいろいろもうちょっと無料で利用できるアプリとかあると思うんで、今回そういったのを検討させていただいて、当然のことながら、防災行政無線の個別設置ということも冒頭で申し上げましたけど、結構費用がかかっているということで、なかなか進まない状況もあるのかなと。しかしながら、それを、後で申し上げますけど、要援護者、そういう方たちに事あるごとにいろいろ、例えば、おたっしや館で来られる人とか高齢者おられるんですけど、そういう中でいろいろ、例えば、集まり事とか、それで実際そういうアプリを、自分で入れることはできられないと思うんで、入れてあげるとか、そういう働きかけが必要じゃないかなということだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

避難情報の発信のやり方として、高齢者等が待ち受けで情報を入手できるような方法はないのかということだと思います。

もちろん防災行政無線はその最たるものだと思いますけども、例えば、緊急速報のエリアメールだったり、テレビ、ラジオのLアラート、これは基本的には待ち受けで、テレビをつければ見れる情報だというふうに思っています。

そういったところを最大限活用しながら、一つの情報発信手段だけではなくて、いろんな情報発信手段を組み合わせながら、町民の皆さんに伝えたい情報が伝わると、こういうふうな体制をつくっていければというふうに思っています。

以上です。

○3番（原 直弘君）

先ほど管理監のほうからいろいろツールというか、伝達方法に方法があるということでおっしゃられましたけど、実際、防災行政無線の内容を配信する、ほかの今さっき言われた分ですよ、発信するのではなく、当然、防災行政無線の内容を直接的に町民の方に伝達する方法が必要だと思うんですよ。その中では簡単に先ほど小学校とか中学校区とか利用されているマチコミは、職員さんが打つだけで配信する、無料で使えるというアプリなんで、そういったことは当然高齢者の方は、今から高齢化が進んでいきますので、そういう方々を本当主体にしてこういう防災対策を重点的に行っていただきたいと思いますので、よろしくお

願いいたします。

じゃ、次の項によろしくお願ひします。答えられますか、いいですか。どうぞ。

○議長（中山五雄君）

答弁要りませんか。（「じゃ、すみません」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

先ほど統括監が申し上げたのは、恐らく今既存のテレビにおいてはdボタン、Lアラート、データ放送、携帯においてはエリアメールがやはり一番伝達手段としてはよいのだろうと。実際ヤフー等の防災アプリを活用しておりますが、このアプリが多岐にわたってしまったら、なかなか統一と混同のおそれもあるかと思ひます。要はエリアメールについて保守的な情報発信になっているんでないかというふうにお指摘を聞きながら受け止めております。やはり早めの避難誘導、そして、避難勧告等をエリアメールで行うことは十分可能だと考えておりますし、その点、端末についてはやはり統一化させて、情報発信については、していきたいなど。もちろんマチコミのほうが有用である、ヤフーのアプリよりも有用であるというような検討をした上で、そういう結果が出れば、検討を引き続きしていきたいと思っております。

また、冒頭に申し上げていただきました行政無線の子機については、難視聴エリアに対して地区に配布をしてございましたけれども、やはり特に先ほど議員が言われました高齢者、要支援者、この範囲を限定してやはり考え方を整理して今後配布していくというようなこともまた同時に検討が必要だと考えております。

○議長（中山五雄君）

次へ進んでいいですか。（「お願ひいたします」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨の3番、避難行動要支援者等の対応について、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、原議員の質問事項2、防災対策について、質問要旨3、避難行動要支援者等の対応についてという御質問に対しお答えいたします。

まず、避難行動要支援者の人員把握についてですが、健康福祉課のほうで、名簿登録を行い、地域福祉支援システムのネットワーク台帳において管理をしております。そこには氏名や世帯区分、障害の有無等の個人情報のほか、避難時の協力者の氏名、連絡先や緊急連絡先等が記載されており、総務課のほか、民生委員さんや警察とも情報共有しています。

これらの方々の避難については、対策本部の避難情報を基に、健康福祉課から民生委員さん等へ連絡、情報伝達があり、登録された協力員の方々の支援を受けつつ、避難が必要な方に対する避難誘導や安否確認の支援が行われることになっています。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

今回の8月の大雨の際に、冒頭でも申したように、8月の大雨の際にどのような対応が行われたのかと。そしてまた、対応に当たったの問題点とか今後の課題とかあったのかということをお聞きしたかったんですけど、よろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

問題点についての存否についてお尋ねだと思いますが、現場、総務課を中心に課題についてはこれまでお伝えしてきたところがあると思いますが、このコロナ禍で強いて言えば、避難誘導についての消防団が中心となった訓練等がずっとできていないというところがあるのかなと思っております。

私、自主防災組織を各地区でつくるというのは現実的に不可能だと思っております、どちらかといいますと、毎年、大字単位で消防訓練していると。そこは区長さんが中心となって避難誘導をサポートされて、消防団が機動的に訓練をしている、この単位がやはり備蓄にも適切だし、実際の訓練にも生かせるという意味では、この単位の自主防災組織を現状の体制のまま延長させていくことが可能じゃないかと思っておりますので、このコロナ等の状況が晴れる前から、そういう協議を消防団と行いながら、要支援者についても連携していけるように整えていくことが一つ課題じゃないかと考えてございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、公共施設等の管理等について、質問要旨の1番、危険個所に対する改善、修繕等の対応について、執行部の答弁を求めます。

○財政課長（川原俊史君）

皆さんこんにちは。原議員の質問事項3、公共施設等の管理等について、要旨の1について答弁いたします。

一言で公共施設と申しましてもいろんな形態の公共施設がございます。施設管理を町でしているのか、委託しているのかでも考え方は多種多様にあり、諸条件によって変わってくると思いますが、町が何らかの事業で使用するような一般的な公共施設において危険個所がある場合については町で修繕等を行う必要があると考えております。

以上で答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

ちょっと今の答弁を踏まえますと、そしたら、問題は危険な状態であるにもかかわらず、1年以上もそのまま改善されないということで申し上げたわけですよ。その中で実際その危険な階段なんですけど、そこに隣接して公園もあるし、公園利用のときもその階段等を利用されると。なおかつ、その横には資源ごみの収集場所にもなっているんですよ、町有地として。その階段も、その方たちも月2回利用されるわけですね。基本的には高齢者の方が

重たいものをその階段を利用して下っていく、また上っていくと。そして、公園についてもちょっとお孫さんあたりもそういった形で高齢者の方が利用するに当たって大変不自由されていて、実際転倒されてけがした経緯も1年前にはあるんですよね。

その流れからすると、当然のごとく行政財産というか、中の尾団地集会所、町の持ち物でありますけど、その中に存在する階段の危険個所については、当然のことながら町が責任持って早急に対応していただきたいということで考えますので、その点について回答をお願いいたします。

○財政課長（川原俊史君）

先ほど原議員の御指摘のところでございますけれども、要望書等も地区のほうからいただいております、現地のほうも確認をさせていただいております。ただ、この施設につきましてはそこ一帯を現在行政財産の使用許可ということで貸付けを行っております、その許可条件の中に、保全、修繕、その他の改良などについては地区で行っていただくような内容で使用許可を行っているところでございます。

今回の事案につきましては、保全、修繕、その他の改良部分についてというところに該当するのではないかとこのふうにもちょっと考えているところでございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

これは本当に議員おっしゃる趣旨がよく分かるだけに答弁としては難しいんですけども、これは地区の公民館として平成24年、5年に要望を受けて地区の公民館という扱いになっております。

行政財産でありながら地区の公民館であるという関係上、先ほど言いました契約書を結び、対応していただく旨の記載をしているわけではありますが、地区の公民館でありながら行政財産ということが、この建物の性格として2つ兼ね備えているがために、他の地区の公民館と差別が生まれると。すなわち行政が所有しているから、備品であったり、外の工事であったり、全て見ていくということになると、他地区の公民館はやっぱり不公平だという考え方が生まれてまいりますので、私どもは行政財産に位置づけ契約を結んで以降考えておりますのは、普通財産に切り替えていきたいと。なぜなら、この施設については行政として投票であったり、いろんな集会、前牟田の学習等施設であったり、切通の婦人の家であったり、江迎の多目的施設とちょっと趣が違う、寄附を受けて行政財産にしているという経緯がございますので、使用することがないんですね、ほぼ。ですので、普通財産に切り替える必要があるということで地区にお願ひし、今後は公民館としての位置づけをお願いしていくべきだということで考えているところです。

以上です。

○3番（原直弘君）

今、町長がおっしゃられたこともちょっと分からないいではないんですけど、初めの利用が平成25年当時に公民館として利用ということであったんですけど、ちなみにちょっと一つ違和感があるのは、今回、使用回数において公民館というか、実際、区の行事とかは全体的にすると、そんな多くはないんですよ、あとは実際はコミュニティーですね、老人クラブとかゲートボールはないが、グラウンドゴルフとか、近くの踊りのお話とか、そういうコミュニティー的なのが結構多いんですよ、大きいんですよ、使われているのが。

そして、上峰町のまちづくりプランにおいて、地域住民のコミュニティー意識の高揚やコミュニティー施設の有効活用等を促し、将来にわたって持続可能なコミュニティーの形成を進めていく必要。

それからすると、当然、中の尾団地集会所は名前的にはそういう名前になっていますけど、そして、町が、佐賀県住宅供給公社ですね、その開発時のときに寄附を受けられたと思うんですけど、そういう流れの施設において、やっぱり初めの行政財産使用の目的が公民館として便宜上されているかどうかちょっと分からなかったんですけど、その流れからして、公民館よりもそういうコミュニティーの場の存在が大きいわけですよ、実際。そういうことにすると、やっぱり町が管理をしていただいて、そういうコミュニティーの場をその中の尾団地集会所に求めると。そういうことが今後高齢化に伴って、コミュニティーの人間の交流とか、そこら辺がする場なくなるんで、各大字ごとに、大字堤でいえば、切通の婦人の家ですね、先ほど言われた、江迎、多目的とか、学習とかあるんですけど、同じような形での集会施設ということでの位置づけで全体的な公共施設の総合管理計画での位置づけもありますので、当然のことながら、行政財産として今はお借りしているかもしれないんですけど、公民館としてですね、その目的には公民館よりもコミュニティーのそういう流れの、流れというか、そういう役割のほうが強い集会所と、施設ということで、私はこう考えまして、今回そういった形での方向性があるんじゃないかということで思った次第でございます。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃる意味は本当によく分かります。よって、コミュニティーとしての活用だということであれば、これは行政財産のまま公民館という位置づけをやめていただくという形で、コミュニティーが使用される期間は他施設と同様に期間を設定し、鍵の貸与は可能になると。この選択か、公民館として位置づけ、普通財産として維持管理されていくか、これはどちらかかなというふうに私は思っています、そのどちらも上峰町としては他地区の公民館と差別が起きてはいけないということだけを考えておりますので、じゃ、地区内で御協議いただきたいというふうに考えているところです。

○3番（原 直弘君）

やっぱり今は、先ほど申したように公民館としての利用でその施設を借りておられるんで、当然、町としてはそういう回答になると思うんですけど、その役割がコミュニティーが大

きいということで思いますので、よろしかったら、とにかく地区の区長さんあたり、役員さんあたりも協議はされるかと思うんですけど、どっちのほうがいいか選択いただきまして判断して、その方向に進めていただくようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。

次へ進みます。

質問要旨の2番、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画について、執行部の答弁を求めます。

○財政課長（川原俊史君）

原議員の質問事項3、公共施設等の管理等について、要旨の2について答弁いたします。

国においてインフラ長寿命化基本計画が策定されており、平成26年4月22日付総財務第74号の公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進についての文書において、地方公共団体は国と歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる公共施設等総合管理計画の策定に取り組むようにとされております。これを受けまして、平成28年度、公共施設等の管理に関して基本的な考え方や実施方針及び将来の施設更新にかかる費用の試算などを記載した公共施設等総合管理計画を作成しております。また、令和3年度において公共施設等総合管理計画の見直しを行います。

また、個別施設計画については国のインフラ長寿命化基本計画において各インフラの管理者は個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として個別施設ごとの長寿命化計画を策定するとされており、インフラ長寿命化基本計画のロードマップに令和2年度までに策定に取り組むようにとされておりますので、令和2年度に複数の施設をまとめた個別施設計画を策定しております。

以上で答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

一応分かりましたけど、その点は通常の常識範囲内だと思うんですけど、先ほど申したように、これも中の尾の集会所と他地区の違いということで申し上げているんですけど、中の尾団地集会所が今回の個別施設計画に入っていない。先ほどの流れからすると、そういういろいろな町の中の考えがあって外されているのかと思いますけど、先ほど町長に理解いただきましたけど、行政財産としてコミュニティー施設集会所として、今から先進むのであれば、当然町として個別施設計画の中に入るべきだと思うんで、その点とですね、やっぱり今の感じでは、先ほど中の尾団地集会所のそういう内容についてはまだ把握されていなかったと思うんですけど、階段等の修繕がなぜ、先ほど公民館の行政財産の中にあるにしても、公園にアクセスする階段等があるんで、その点については早急に修繕等を、先ほどの質問とダブる

んですけど、修繕等を行っていただけないと、あくまで公民館は公民館地の敷地であるんだろうけど、そういう資源ごみとか公園に利用される方も多々いらっしゃいますので、その中では修繕等は早急にしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これは本当に地区にお住まいの議員の指摘はよく分かるころではあります。この公共施設の総合管理計画に外れている施設は2つあります。1つは旧上峰町の北部保育所でありました現在の保育園です。それと、もう一つはこの中の尾集会所になります。

恐らく策定時、財政課はどういう判断をしてこれを外しているかということは想像でしか考えられませんが、私自身はやはり行政財産ではあるものの、普通財産に切り替えて民間のほうでいづれ両施設とも管理運営していただくという趣旨でいくと、ここに施設計画を整備して維持管理するということが邪魔になるんじゃないかということから外してあると思います。

よって、集会所についての対応の変化があれば、これについては直ちに施設整備計画に反映させていくことになると思いますし、今後計画的に更新時期を迎えるということでもありますので、早急に地区との対応の在り方を考えていくべきだというふうに思います。

普通財産として切り替えていない現状で行政財産として公民館として位置づける上では契約をどうしても結ばなきゃいけなかったと。その契約の内容に、詳細は後で財政課長から言いますけれども、敷地内のものが全部含まれちゃう契約の読み方しかできなくなっているから、この契約をなかなかほごにしながら対応するというのはなかなか難しいという現状がございました。今後の在り方について方針が決まれば、すぐさま対応できると思っております。

○3番（原 直弘君）

そしたら、地区との協議を早急に行っていただけて進めていただきたいと思います。

次の項に進んでいただけてよろしいですか。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、交通安全対策について、質問要旨、通学路の安全対策について、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

原議員の質問事項4、交通安全対策について、質問要旨1、通学路の安全対策についてお答えします。

通学路の安全対策に関しまして、令和3年度の通学路合同点検を8月19日に鳥栖警察署など関係機関と行いました。危険個所の確認及び安全対策について検討し、今後必要な事項などを関係機関に要望することとしています。

これまでも危険個所の対処につきましては教育課で対応困難な案件につきましては、総務課、建設課などの部署にお願ひし、対応していただいているところです。具体的には、令和元年度に下津毛三田川線変則五差路付近の防犯灯をLEDに変更しました。

町道におきましては米多坊所線での安全確保をすべく、床版、水路の蓋設置を実施し、令和2年度に同じく、米多坊所線での幅員が確保できる個所に外側線、歩道用カラー舗装、ガードパイプを設置し、歩道の確保をしているところです。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

今回、通学路の安全対策ということで上げております。今回、通学路に関しては小学校の周辺から路側帯にカラー舗装をしていただいているんですけど、実際歩いてみると、今、幅を測ったら50センチぐらいなんですよね。ということは、ちょっと狭いと。雨の日も歩いたんですけど、やっぱりますます狭いと感じるんですよね。

ここでちなみに歩行者とか自転車の占有幅というのがあるんですよね。それで歩行者については占有幅は75センチ、自転車においては1メートルなんです。同じく傘を差して歩くのが1メートル。ということは、今現在、路側帯でカラー舗装していただいている50センチ、やっぱり私が感じるように狭いということに思いますので、この点について広くしていただきたいのと同時に、広くすると、道路構造令にも抵触するような形ということも思って、警察署の方と事前にそういった路側帯の考え方、車道の考え方を聞いたんですけど、やっぱり様々な基準がある中で、歩行者の安全を優先に考えて路側帯の幅を広くすることはできるといことでありましたので、相談いただければ対応すると。とにかく第一は見た目のカラー舗装であるんだなという感じ、ただ単にしたんじゃなくて、実効性のある路側帯の幅を取っていただく、子供たちを車から守るためには安全に通学をさせるためには、そういったのは最低限必要かなということも今回上げたんですけど、実際歩いた感じではどう感じられたのかどうかと。

もう一つはこれ以降の計画において幅を広くするような要望を、担当の建設課だと思うんですけど、そちらのほうとよく検討していただいて、警察のほうにも御相談いただきながら、とにかく前提としては子供の通学時の安全を守ると、安心・安全の通学路をつくるという前提のもとに、車じゃなくてですね、子供を優先して整備をしていただきたいということで今回上げた次第ですけど、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

原議員の御質問、御意見等だったと思います。

カラー舗装の幅、こちらのほうは私どもが聞いております幅的には45センチ、こちらのほうが今のカラー舗装の基準という形のところで聞いているところです。

今後、路側帯の幅、カラー舗装の幅というのは、建設課とも協議しながら決めていきたい

と思っておりますけれども、今、実際のところは子供たちが歩いているところの分は、この部分を歩きなさいという分のところでの目印とか目当てとか、そういったところでの分にもなっているのかなと思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

路側帯というのは歩行者の歩行空間を確保するための道路部分ですね。見せかけのカラー舗装、幅もしょうもなく今45センチと言われましたけど、50センチ弱の幅を子供たちが本当に安全に歩けるかというのと、そうじゃないと思うんですね。その中ではやっぱり警察の方も言っておられたように、基準的にはそれは影響ないと、あくまで路肩は道路構造令によって0.5以上になっているんで、路側帯にしても当然大きくして、先ほど占有幅を申しましたけど、傘とかだったら1メートルは取れるんですね。その中でスクールゾーンといたら、そういう融通はどこの市町でもされている状況を私ちょっと確認しています、どこの市町というか、スクールゾーン内のカラー舗装をしているところの例を見ますと、結構広い幅をされているんで、その流れとすると、先ほど申したように、子供の安心・安全の通学を守るために、ぜひそういった整備をしていただきたいと思います。効果的な公金の投入をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変お疲れさんでした。

午後5時37分 散会